

13 寄附金税制と出資・配当の関係

Q 親会社と子会社との間の資金の移動は、出資あるいは配当として行うのが通例でしたが、グループ法人税制ではこれを寄附として行うことも可能です。その場合の違いを教えてください。

A 親会社から子会社に出資をした場合は、子会社は資本金等の額として受け入れることになります。しかし、これが寄附として実行された場合は、子会社の利益積立金が増加することになります。つまり、グループ全体では利益積立金が創り出してしまうのです。

なお、親会社が所有する子会社株式が、出資あるいは寄附金額だけ増加することに差異はありません。

逆に、子会社が親会社に配当をする場合は、親会社の利益積立金が増加し、子会社の利益積立金が減少します。しかし、これが寄附として行われた場合は、親会社の子会社株式の帳簿価額と、子会社の利益積立金が減少することになります。つまり、グループ全体では、利益積立金の減額が生じてしまうわけです。

会社の純資産の部が、資本金等の額から成り立つか、利益積立金から成り立つかは、自己株式が取得された場合の配当部分の計算や、配当が実行された場合の配当所得の計算などに影響を与えますし、身近には、地方税の均等割の計算などにも影響を与えます。どこまでの処理が認められるのか、今後の実務の対応に注意する必要があります。

(関根 稔 (弁・税・会))

無利息融資と寄附金課税 14

Q 無利息の融資や低額譲渡も寄附金の損金不算入の対象になると聞きました。この場合の寄附金額は、どのように計算されるのですか。

A グループ法人間で行われた無利息の融資も寄附金の損金不算入の対象です。

仮に、A社からB社に1億円が無利息で融資され、その適正な利率が3%だとすれば、300万円が、A社からB社に寄附されたことになります。

この辺りの課税関係は、現金を介在させると理解しやすくなります。

つまり、利息が一旦はA社に現金で支払われ、その現金がB社に寄附されたという二重の仕訳を行うことによって理解するわけです。

出向社員の給料負担、地代を無償とする借地権の設定など、無償による役務提供の課税関係も、現金を介在させて理解するのが便利です。

役務に限らず、資産の低額譲渡なども、現金を介在させると理解が容易になります。仮に、A社からB社に時価1億円の土地を6,000万円で譲渡した場合なら、代価を1億円とする売却と、受け取った1億円の代価の内から4,000万円を寄附したという理解です。

資産の譲渡益は課税が繰延べになり、時価との差額は寄附金の損金不算入の対象になりますので、グループ間の取引については、以前ほど、時価の正確性にこだわる必要が無くなりました。(関根 稔 (弁・税・会))